

平成二十八年八月八日受領  
答弁 第二一九号

内閣衆質一九一第二九号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出信教の自由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出信教の自由に関する質問に対する答弁書

一般に、憲法第二十条で保障する信教の自由の内容としては、信仰の自由（何らかの宗教を信仰し、又は信仰しない自由）、宗教上の行為の自由（宗教的な行為を行い、又はこれに参加する自由及びこれらを強制されないこと）、宗教上の結社の自由などと解されていると承知している。